

佐伯市産後ケア事業

利用できる方

佐伯市に住民票がある、産後5か月未満の産婦さんと赤ちゃんで、支援を必要とするすべての方が対象です。

例えば・・・

- 体がきついので少し休みたい
- ひとりで休む時間がなかなかとれない
- 体重の増え方や発達を一緒に確認してほしい
- 抱っこの仕方や授乳等の子育てのアドバイスをしてほしい

など

事業の内容

大分県内の協力医療機関（産婦人科や助産院）において、日帰り（7時間程度）または宿泊の利用で、助産師等のスタッフから個別にケアを受けることができます。

〈産後のケア〉

- お母さんの体調管理
- おっばいのケア など

〈赤ちゃんのケア〉

- 健康状態や体重、栄養方法の確認 など

〈育児の相談・指導〉

- 赤ちゃんのお世話の仕方
- 授乳指導 など

1回あたりの利用者負担金

サービスの種類	一般世帯	生活保護 非課税 世帯
デイサービス型 (10時～17時) 日帰り・昼食提供	1,500円	無料
宿泊型 (10時～翌日10時) 1泊2日・3食提供	3,000円	無料

※利用施設によっては、ミルクやおむつなどの消耗品費用・きょうだい児の受け入れ費用が追加になります。

利用期間・回数

協力医療機関（産婦人科や助産院）により、受け入れ可能な月齢が異なります。
必要に応じて、デイサービス型（日帰り）、宿泊型（1泊2日を1回）をそれぞれ7回まで利用可能です。

佐伯市内の協力医療機関（産婦人科や助産院）

	受け入れ可能な月齢
すがのウィメンズクリニック	生後3か月未満
わたなべ助産院	生後5か月未満 (きょうだい児の受け入れ可)

※佐伯市外の協力医療機関の利用も可能です。
希望する場合は、お問い合わせください。

利用までの流れ

1 産後ケア事業の利用希望を「さいきっす まある」までご連絡ください
TEL0972-23-4515



2 保健師による聞き取り

- ・産婦の状況を面接にてうかがいます
 - ・施設との日程調整や利用希望を確認します
 - ・利用申込書の記入、申請
- (※聞き取りの結果、申請いただいても利用できない場合があります)

3 利用決定通知

- ・佐伯市の審査決定後に、承認・不承認通知書を郵送します

4 産後ケア事業の利用

- ・利用者負担金は、利用施設に直接お支払いください

申請時に必要なもの

- ① 佐伯市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書
- ② 世帯全員の市民税・県民税課税証明書または同意書
- ③ 母子健康手帳

※①・②の書類については、面接時に保健師が持参します。